

東洋史研究

第三十卷 第一號 昭和四十六年 六月發行

部曲より佃戸へ（下）

——唐宋間社會變革の一面——

宮 崎 市 定

五 佃戸制の流行

中國中世の莊園制度は古代末期の貨幣經濟の衰退の頃に始まり、再び流通經濟が復活するまで、數百年の長きに亘つて繼續したから、必然的にその間に内容も變遷を遂げてきた。従つてこれが莊園の代表的な形だといつて展示することはむづかしいが、併しその特徴となる點をいくつか取出して説明することは可能である。

まず中世の莊園は相當廣い土地の一圓所有である。小なるも數頃から、數十頃、更に數百頃に及んだものもあったかも知れない。前文にも引用した東晉の丞相王導の賜田で、建康の東北、鍾山の側にあって梁代まで王氏が所有していた莊園は八十頃であつた。これは現今の約四八〇ヘクタールに當り、陳の沈泰のそれは四百頃であるから二四〇〇ヘクタール、ともに相當な廣さである。後者は餘りに廣いので、或いは數所に分散していたかも知れない。

次に中世の莊園は出来るかぎり自給自足を理想としたので、地形の複雑なところを選んで立てられた。古くは後漢の初期、樊氏の莊園はあらゆるものの自給に勤め、家具が欲しい時には樹と漆を植えてその成長するのを待った。

第三には労働者はその中に村落をなしてすみ、そのまま存続するものが村名として残った。莊園所有者はその間に別墅を營んで遊樂、または隱棲の場としたので、後世の文人は莊を以て雅號とする者が多い。

このような經營方法が生れたのは、要するに貨幣經濟が停滯し、甚しい不景氣、金詰りの世の中になってきたからで、一度手を離れた金は再び戻って來にくくなったからである。そこで莊園の持主は資本を土地に投資し、若しどんな世の中になっても、莊園の中にじっと閉じ籠っておれば財産を守りとおせると期待したのであった。だから一錢でも出費を惜しんで、自己の餘剰生産を賣り、ぎりぎりの必要品を買ふ際にも、車や船を具えて自ら出かけて行つた。極度な多角經營といふべきである。莊園労働者の部曲なるものは、實はこのような閉鎖的な經濟機構の中に捲きこまれたものであった。

併しこのような經營は明かに經濟の原則に背き、發展の方向に逆らうものである。最も合理的で効率的な方法は、やはり夫々の土地氣候に適した生産を専門に行い、今度はそれを互いの間に有無相通するにある。言いかえれば莊園の解放、生産の商品化である。果してそういう時代が實際にやってきた。もちろんこれも極めて徐々にそうなのであるが、恐らく北齊の頃から胎動し、唐の玄宗の頃から漸やく明瞭になり、唐末五代の混亂の間に促進されたものと思われる。

この経過を莊園労働者の側から見れば、部曲なる身分の解放である。言いかえれば徭役労働制の廢止である。そして代つて請負い制とも言うべき小作制が代つて發達した。その労働者が佃戸である。但し初めは佃人と言った。中世には戸といふ名前は、課戸、兵戸、雜戸などのように、徭役労働の提供者に多く用いられ、幾分輕視の意味を含んでいた。

戸という文字は原來は家というのと同じ意味であるが、當時においては稍々異つたニュアンスを含んで使われられた。すなわち、家は現實の家屋の家であつて、具體的にそれと指示できるものである。だから例えば唐の制度で

四家を隣と爲し、五家を保と爲す。

などは、實際に地上に存在する家屋で、しかもそこに家族生活が行われている建物を指す。これに反して、戸は抽象的、又は制度的な概念となっており、法制的な權利義務の客體を指す場合に用いられる。よく引用される例であるが『通典』卷三、食貨鄉黨に、北魏の三長制が行われる以前の狀態を述べ

人に隱冒多くして、五十・三十家にして、方に一戸と爲し、之を蔭附と謂う。

などと言っている。この場合五十家、三十家の家は現實に存在する家族生活の場の家であり、戸は州縣の籍に登録された、納税の單位である。下つて唐制においても、賤民たる部曲は現實には一家を成して生活し、戸と稱しても差支えないものであつても、それは制度上、納税の單位とならないので戸と稱せられなかった。但しそれは制度上のことで、政府はこれを戸として認めなかったが、部曲の主人は或いはこれを戸と稱していたかも知れぬ。先に述べた寺戸はこの類に屬するものかも知れないのである。

ところで唐代の制度に見える種々の戸は何れもある種の義務を政府に負うものであり、その地位が何れも低い。ただ官員など特權階級が課役に服せぬ特權を與えられて、不課戸と稱せられるが、これはその名稱が否定法であることによつて示される如く、特殊の例外である。然るに土地の貸借はもとと民間の私法的な契約であり、それによつて法制上の義務に何等の變化が起る筋のものではなかったので、佃戸というような名稱の用いられる筈はなかった。そこで借地人は佃人と稱したのは極めて自然の成行きである。

唐政府の兩税法の施行によつて、課戸なる名稱が消え、徭役制度が納税制度に移行するにつれ、官戸・雜戸のような官賤民も次第に消滅したと思われる。

この事實を最もよく示す例は、宋代に入つて新たな官戸が出現したことがある。唐代の官戸は政府官衙に徭役を提供する官賤民であつたが、宋代の官戸はそれと全く異り、反つて官員の家で役の免除を受ける特權階級を指す言葉である。宋代になると戸は最早や輕蔑の意味を含まない。官戸に似た言葉で形勢戸があり、市街地の住民を坊郭戸といい、鄉村の

住民を郷戸といい、富豪を上戸といい、貧民を下戸という如く、上下貧富を問わず、おしなべて戸と稱せられるようになった。そこで借地人を佃戸と稱するようになったのは別に不思議なことではない。

世に唐代の佃人という名が、宋代に佃戸とよばれることになったことに、何か大なる意義を認めて、これをも唐宋間の變革の一例に數えようとする説があるが、この場合にはそんな深い意味はないのである。^⑧この場合には恰かも唐代において課丁と課戸との關係の如く、人と言えば課丁、戸でよべば課戸であると同じく、人と言えば佃人、戸でよべば佃戸であるに過ぎない。そのような名稱の變化よりも、もっと重要なのは、唐代までの大土地所有における勞働者であつた部曲が消滅して、新たに佃戸がこれに代つたという事實である。

部曲から佃戸への移行は、社會的に重大な意味を持つていた。先ず佃戸（佃人）は完全な自由人として登場する。唐代莊園勞働者の部曲が人格をも認められ、家族生活をも送りながら、最も自由民と異なるのは恐らく婦女子にも徭役が課せられる點にあつた。部曲としても最も不満で、苦痛を感じたのもこの點にあつたに違いない。

ところで大勢は徭役勞働なるものが次第に退潮しつつある。良民の課戸は唐代にもなると既にその初期から、徭役は原則に止まつて實際は租税の形で物納化してゐた。唐代は均田法の全盛時代ではなく、既に衰退期に入つていたのである。それが遂に兩稅制の開始によつて、金納の原則がうち立てられるまでになつた。これが莊園の經營方式に影響せぬ法はない。兩稅施行の後百年ほど立つて、僖宗の光啓二年（八八六年）のこととして、饒信二州の團練使、劉汾の記事が『全唐文』卷七九三に見えている。彼は黃巢討伐で功を立てた武人であるが、支配下の弋陽縣歸仁郷で荒間の山田一段を借地（佃）した。借地したと言っても、州の最高長官のことであるから、貰つたつもりでいたのであろう。さて山田八百餘畝を自己の力で開墾しだしたが仲々思うようにはかどらない。成る者は少くして、荒る者は多し、という状態であつた。そこで小作人を招いて開墾を促進することを思い立つた。

人を召して其中に勤力せむるに、一夫を僦して受く可し。屢次、佃（人）を召して耕種せしむるに、俱に各々辭する

に能わざるを以てす。

とあり、人民から佃人を募り、まるまる一夫（百畝）の廣さを請けもって開墾すればそのまま小作させようとしたが、そんなことは出来ないと言って、誰も引受け手がなかった。最後に彼はこの地に寺を創め、僧五人を招いて、その力によって開耕し、朝廷に奏聞して税糧を優免して貰い、寺を南山七詔寺といい、菴を大赦菴と稱して、自己の祖先の菩提を葬うことにしたのであった。

この話は當時の社會狀態を象徵して甚だ興味深い。先ず劉汾は自己の力によって、舊式の方法で莊園の開墾を志したが成功しなかった。彼の最初の方針は如何なる勢力を用いようとしたのか明らかでないが、要するに少數の奴婢か、部曲に類するものか、或いは徭役として人民から徵發し、個人の用務に使役しようとしたかの類かであろう。併しそれらは何れも十分でなくて開墾が進まなかったというのは、明かに社會的に勞働力の不足していたことを物語るものである。そんならばこの勢力の不足は何に起因したのであるうか。

當時は唐末の黃巢などによる戰亂の後であるから、人民の死亡により全面的に勞力が不足したという事實があつたかも知れない。併し若しそれならば土地が大いに餘っていないなければならない。ところが劉汾の莊園は

崇山峻嶺の間にあり、人境より寥絶す。

という交通に不便な地點にあつた。地方長官の地位を以てするも、交通便利な土地で廣い空間地を探すことはむづかしかったと見える。故にこの際の勞力不足は、單なる偶發的な原因による一時的な狀況ではなく、もっと大きな社會的な動きによって惹き起されたものに違いない。然らばそれは一體何かといえ、恐らく新しい産業の勃興であろう。

劉汾が朝廷から菩提寺の税糧の優免を得たのは昭宗の景福元年（八九二年）であつた、といえ、この頃は既に南方では楊行密や錢鏐が着々と獨立の地歩を築きつつあつた時で、更に十餘年たつと五代十國の分裂が始まり、その分裂は北方よりも南方に劇しく、楊行密の吳、錢鏐の吳越の外に王審知の閩、馬殷の楚などが割據するが、このような小國が夫々獨

立を保つことができたのは、それだけの經濟力を背景にもっていたからである。更に言えば、茶や、陶器や、絹や、鑛産など、資源の開発によって特殊な商品を生産し、交易によって富強を誇り得たからである。これと共に勞働力は新興産業に吸収され、昔のようにおいそれと莊園勞働者を召集することができなくなってきた。

そこで次に考えられる方法は、勞働條件を緩和して、良民に開墾と小作を抱きあわせに請負わせようとしたのである。恐らくこの地方としても新式の經營方法であつたのであろう。併しこれは何度も良民を招いて相談したが、條件が合わないで流産してしまつた。これは非常に興味のある事實で、地主と小作人とが對等で條件を交渉することが始まつたことを示す。これがまた部曲と小作の佃人との根本的な相違であり、後に宋代に入つて支配的となつた佃戸制は既にこの頃から一部に成立していたことが知られるのである。

宋代の佃戸制について我々が、租田は契約によるものだというと、故仁井田博士は、この契約の際における地主と佃戸とは決して平等の立場ではなかつたと強調されるのを常とした。併し考えてみると、契約の際に兩者が全く平等であることなどは反つて珍らしい。現今でも資本家と勞働者の間の雇傭の契約は、資本家側が強く勞働側が弱いことは言うまでもない。對等でないと言えば地方長官なる團練使とその支配下の人民ほど對等でないものはないであらう。それにも拘わらず、交渉そのものは對等の立場で行われたのである。そして條件がととのわずして破談になつたのであつた。言いかえれば地位の懸隔にも拘わらず、雙方に選擇權があつた。地主は何度も條件にあつた佃人を探し求めたし、それらの佃人は何れも地主の條件が選擇の標準に合わないとして拒否したのである。私はこの點が重要だと思ふ。若しも農奴であつたなら、誰がこのような態度に出られるであらうか。明らかに新しい勞働形態がここにおいて始まつたのである。そしてこのような勞働條件が普遍化すると、莊園そのものが、もう昔のような閉鎖的なものであつては居られなくなるのである。

このような新舊兩體制の交替は、はつきりと何時から始まり、何時に完成したかを言うことはできない。それは長い期間に亘り、しかも一進一退しつつ進行したに違いないからである。部曲勞働の下限については、『宋史』卷二六四、盧多

遜傳の記事が参考になる。彼は太祖の腹心であったため、弟の太宗の時代になってから、太祖の子秦王廷美を擁立しようとした陰謀の嫌疑をかけられ、太平興國四年（九七九年）に罪を獲て崖州に流されたが、その際に下した詔の中に

部曲奴婢は之を縱て。

とあるから、彼は所有の莊園で部曲を使役していたことがわかる。これは詔書の文句であり、奴婢と相對して用い、且つこれを縱つという解放を意味する言葉を用いているから、これこそ真正銘の間違いない法制上の部曲であつたに相違ない。

私が検索した範圍では、奴婢よりも上級の賤民なる意味において部曲なる語をはっきり用いた記録はこの盧多遜傳を以て最後とする。恐らくこの後、ある機會に部曲解放の措置が取られたものと思われるが、但し廣い中國のことであるから、その政策が直ちに全國の津津浦浦まで徹底して遵行されるのは無理であつたであらう。或いは名目をかえて實質の殘存した地域もなかったとは言えない。併しこれは中國が殆んど一つの大陸であり、ヨーロッパにも匹敵するほどの面積と人口を擁することを思えば、むしろ當然の結果と言つてよいであらう。それにも拘わらず、莊園制度の改善、勞働形態の近世化は着々と進行して行つたのである。

佃戸とは地主と土地貸借の契約を結んで、その小作人となつたものである。この契約書がすなわち租契であつて、契約内容がこの中に書きこまれている。不幸にして宋代の租契はその現物も書式をも見るを得ないが、唐代の現物は敦煌文書の中に見出され、元代の書式は日用百科全書的な圖書の中に保存されている^⑩。その何れにも佃戸が農奴であることを想像させるような人格束縛の條項は記載されず、むしろ純然たる經濟目的をもつた契約書にすぎない。

宋代の租契はもし存在すれば、それは恐らく現存する元代の書式に近いものであつたと想像される。さて元代の租契難型は、泰定元年甲子（一三二四年）の刊記のある『新編事文類要啓劄青錢』に載せられているが、この年は南宋滅亡後、約五十年に當り、刊記に重刊とあるので、原刊は更にそれより古かつた筈である。この間に大なる社會變動があつたとは

考えられぬので、これは恐らく宋代の書式をそのまま傳えたと見て大過あるまい。さてこの書の外集卷十一、公私必用事産の部に載する借地證書の書式は

田地を當何する約の式

某里某都の姓某（借地人）

右の某は今、某人（保證人）の保委を得て、某處の某人（地主）の宅に就き、當何し得たるの田は若干段、總計幾畝零幾歩あり、某都の土名にて某という處に坐落し、東は何に至り、西は何に至り、南は何に至り、北は何に至る。前去耕作し、冬に到りて收成了畢るを候ち、一色の乾淨の園米若干石を備えて、送りて某處の倉所に至りて交納し、即ち敢て水旱を冒稱し、熟を以て荒と作し、故さらに坐缺を行ふあらず。如し此の色あらば、且つ保人が自ら用て知當し、甘んじて代還に伏し、詞することあらず。謹んで約す。

年 月 日

佃人 姓 某 號 約す。

保人 姓 某 號

とあり、これには若干の説明が必要であらう。

先ず當何という言葉が分らない。但しその意味は承租とか租佃とかであるに違いない。恐らくこれはこのような契約書に限って用いられる造語で、想像するに、當字の中の田と、何字の中の人偏とが必要なので、合せて佃字になるという謎に過ぎぬであらう。何故にこんな操作が必要かと言え、佃なる文字の音は典と近い。同じ tien で第三声に讀めば典となり、第四声に讀めば佃となる。然るにこの質入れを意味する典は最も頻繁に契約書に用いられる文字なので佃と混同され易い。且つ小作人等は多く文字を知らず、代書人に依頼するので益々誤解が生じやすく、斯くては代書人も迷惑するので、さてこそ一文字を二文字に引き延ばした新語を發明したのであらう。

但し當何なる文字は房屋の賃貸借の際にも用いられているが、これは佃なる文字も耕地のみならず、房屋にも用いられ

ているから、本来の意味から離れても問題はない。當何田地約式の後に、當何房屋約式が載せられており、立約人は佃人姓某號となっている。佃は耕作の意味を離れて、賃借の意に變つて來たのである。

さてこの當何田地約に記載されている内容を事項別に列擧すると

佃人姓名 住處

田主姓名 住處

借地 若干段（區劃） 面積幾畝幾步

所在都名及び俗稱 四至

小作料 納期 租米品質 數量若干石

送納場所

誓詞（不敢冒稱水旱。以熟作荒。故行坐缺）

保人義務（自用知賞。甘伏代還。不詞）

年月日

の順に述べてある。なお二三の點を附言すれば、知當の當は恐らく了當の當の如く、知悉というと同じであらう。不詞は、ことばあらず、と訓じ、不満や言いわけを言わぬの意である。

この租契を唐代の吐魯番、敦煌文書の租田契約と比較すると、その間に若干の差違が認められる。

先ず唐代のそれは、いわゆる合同憑據であつて、同一文の契約書を二通作成し、借方と貸主とが各一通を所持して證據とする。敦煌、吐魯番文書においては、借地人が豫め地代の一部又は全部を支拂つた場合があるので、このような際には兩者のおかれた經濟關係を明らかにしておくために、合同憑拠の形式を用いることが實際に是非必要であつた。併しそうでなくても、違約の際には、先ず解約を申出した者に對する制裁規定を載せた場合には、合同憑據を用いざるを得なく

なる。敦煌や吐魯番文書に屢々現われる文面は

如し先ず悔いる者は、何何を罰して悔いざる人に入る。

の如き誓詞である。

翻って元代の借地證書式を見ると、これは合同憑據とは思われず、恰かも借金證文の如きものである。従ってこれは借地人から地主に一方的に入れた一札である。概して言えば合同憑據は兩者の地位が對等に近いことを示し、一方的な證書は借り方の地位が弱いことを示すと見られる。言いかえれば貧富の地位の差がそこにそのまま現われているのである。併しなからその差違をあまりに過大視してはならない。貧富の差は現代社會にも普遍的に存在することであり、恐らく社會主義諸國においても免れ難い現象であらうと思う。上述の當何田地約式を検討するに、どこにも人格を束縛するような契約文面は見當らない。その誓詞の部分においても、單に

種々の口實を設けて地代を滞納することなく、若しあれば保人が代納して異議を申立てることはありません。と
 言うに止まる。

遺憾ながら宋代の租契、またはその書式を見るを得ないが、唐が既に斯の如くであり、元が既に斯の如くであった時、その中間宋代にだけ、身賣り證文のような借地契約があらうとは、常識的にも信ぜられない。借地契約は借地契約以上のものである筈はない。そして佃戸とは借地人に過ぎなかったのである。

六 宋政府の佃戸對策

宋代の政治は歷代の政府の中で最も卓越したものと稱せられる。これはある點までは眞實であり、宋史に循吏傳があつて酷吏傳がないのは、單なる偶然や故意ではなく、確かに宋代政治の一面を傳えたものと言ふことができる。但し宋の政治はその官僚制度の故に、必然的に常に相矛盾する二方向を内に含み、理想と現實の背馳を暴露せねばならなかった。

宋の天子の獨裁政治の理想から言えば、萬民は等しく天子の赤子である點において平等であり、特權階級などの存在を許さぬ筈のものであった。官僚は天子を輔けてこのような理想の遂行に當るべきで、若し自己の利害を政治の中に持ちこむならば、それは許しがたい背任行爲といわねばならない。併し實際としては權力の分け前を得た官僚は、特權階級として自己の溫存を計ろうとし、いわゆる一君萬民の理想は歪曲されてしまう。宋の政策はこのような原因から常に二元的に動くのをやめることができなかった。

宋政府の佃戸問題に對する施策も、同様に二面的な性質が見られた。官僚は多く地主出身であるために、若し地主と佃戸との利害が對立する場合には、地主側に加擔するのは必然の傾向であつた。併し若し地主が富者の權力によつて、あまりにも佃戸を剋削することが甚しければ、それは獨裁天子の一視同仁の原則に反するのみならず、ひいては地主制度の存續をも危くする虞れなしとしない。されば宋政府は一方においては地主の特權を承認しつつ、他方においては佃戸の權利を擁護する政策をとつた。相反する兩面政策において、どの邊に中庸の點を見出すかが、むしろ政策の規い所であつた。

五代の紛亂が収まり、中國社會が宋朝支配の下に平和を恢復した當初にあつては、まだ唐以來の中世的な世相が根強く殘存しているのを免れなかつた。宋の政策は五代諸國を討平した後も、新領土における急激な變化を避け、最も抵抗少い方法を用いて徐々にこれを中央化するにあつた。これは甚だ時宜に適した現實的な政策であつたが、同時にその中央化が完成せぬままに、地方の特殊性が固定し、何時までたつても畫一的な政治が行われぬ缺點を残した。その法制を見ても、天下に普遍的に行われる海行敕に平行して、夫々の地域にのみ通用する一路一州一縣敕なるものが効力をもつていた。

現行の四川省は五代には前・後蜀なる獨立國の領土であり、宋に入つて劍南道、或いは川峽路と稱せられ、後に四路に分けられ、これが四川の名の起原となつてゐる。この川峽路及びこれに接する荊湖南北路、すなわち現今の湖南、湖北地方は、當時において最も後進的な地域として殘されてゐた。

この地方には前代以來の大土地所有が溫存され、その大地主の下にある佃戸は、中世の部曲さながらの状態を抜けき

ずにいた。大地主は時に數千戸にも及ぶ佃戸を、旁戸なる名のもとに従屬させていた。いまその状態を周藤吉之博士『中國土地制度史研究』の中の「宋代の佃戸制」について博士の見地から見ると、

一、佃戸は移轉の自由を有しなかった。

二、地主は佃戸本人のみならず、家屬婦女をも役使することがある。

三、佃戸の婦女の結婚に關して地主が干涉することがある。

の三箇條に歸納することができよう。もしこれがそのまま事實であるならば、このような條件は恰かも先に見て來た中世の部曲、乃至は寺戸が受けた待遇を彷彿せしめる。いま第一の條件は暫く留保しながら、第二、第三の條件に關する限り、これは決して宋代に至つて新たに成立した事態ではなく、宋の二代太宗の時までに、

相承くること數世なり

といわれる如く、少くも五代以來の繼續して來た慣習であつたのである。

もともと川峽、荊湖の山間地方は土地が廣くして人口が少いので、勞働力の不足に悩まされた。故に地主から言えば佃戸の勞力が貴重なので、從來恐らく部曲として役屬していた既得權を主張し、佃戸の脫離を妨害しようとし、政府も地主の勢力を憚かつて現状をそのまま承認するに傾いた。

然るに今度は問題が別の形となつて現われた。それは地主間に佃戸の爭奪が起り、それが訴訟事件にまで發展したので、政府は他人の佃戸を強般、偷般、又は般移することを禁ずる命令を出さざるを得なくなつた。周藤博士が佃戸に移轉の自由がない例として挙げられた皇祐四年勅、南宋淳熙十一年戸部の法、開禧元年刑部の條（『中國土地制度史研究』一一四—一一五頁）などを仔細に讀むと、此等は何れも地主間の佃戸爭奪を禁止した法である。すなわち立法の對象は、佃戸の逃移者を居停したる者、佃戸を偷般、強般、又は般移、般誘した者である。偷般とは手續きをせずにこっそりと連れ出すことであり、強般とは暴力を用いて連行することである。注意すべきは最後の開禧元年の條において、先の淳熙の法を

繰返し、

或いは違反して強般するの家は、略人の法に比附し、客丁を般誘して只本身のみを還し、而して其の父母妻男を拘する者は、他人の部曲を和誘するの法に比附せん。

とあることである。當時は既に部曲なるものは存在しないが、刑法としては唐律を襲用しているのも、佃戸爭奪の際に部曲を和誘するの法を準用しようというのは、四川の豪族の佃戸が前代の部曲の後身に外ならなかったことを政府が暗に認めているのではあるまいか。同時にまた時代が變つて、既に部曲ではなくなっていることを示していることも勿論である。

更に注意すべきは、佃戸を般誘したる者が、恐らく抗議を受けたあと、客丁を舊地主に還したが、その父母妻男を拘留する者に對し、特に重罪を以て臨んでいる點で、これは抑も何故であらうか。

私が此等の記録が果して佃戸の脱離を禁止するものであるかに對して疑問を抱く理由は、若しそうならば當然あるべき佃戸に對する罰則が見當らない點である。寧ろ佃戸は必要とする手續を経た上では、自由に移轉する權利があつたのではないか。そこで若し、右の地主が、その客丁を一度般誘した後に歸還させても、その父母妻男を強いて留めておけば、一度去つた客丁は今度は正當の手續を経て、父母妻男の許へ歸ってくる。舊主は之を留める手段を持たない。結局新主の最初の般誘がそのまま成功してしまふから、それでは佃戸爭奪を抑えることにならぬ、というのがこの立法の趣旨なのではあるまいか。ただ逃移の場合、すなわち定められた手續を踏まずして自ら夜逃げした佃戸は、舊處へつれ戻されるが、それは租佃契約に違反したことになるからであつて、移轉の自由とは範疇の違ふ問題である。日本でも近頃はあまり勵行されなくなったが、戦前の官吏は任地の近くに住居することを義務付けられていた。更に戦後の住宅難で住所の移轉は極度に制限されるようになった。併しそれ故に移轉の自由がないとか、土地に緊縛されたとは言ふことができないのである。周藤博士は上述の引用文を釋して、「かように淳熙のときには客戸の逃亡が重く罪された」とあるが、實はそんな

ことはどこにも書いていない。罪されるのは、客戸をつれ去った人なのである。

次に佃戸の移住の問題の外に、その婦女を使役するとか、結婚に干渉するとかに至っては、單なる慣習であり、政府として公認した權利ではなかったので、恐らく時代の経過と共に自然に消滅して行ったことであろう。要するに前代の部曲の遺習が根強く残存していた山間部地方においては、宋政府は長い時間をかけて部曲の後身たる佃戸の解放に努めたものと見てよいと思う。

その他の先進地域においては、宋政府は早く天聖五年から佃戸の移轉について、地主が妨害してはならない旨の詔を發している。

江淮・兩浙・荊湖・福建・廣南の州軍にては舊條に、「私下の分田の客は、非時に起移することを得ざれ^⑩。如し主人が發遣するには、憑由を給與して、方めて別住することを許す」とあり。多く主人のために抑勒を被り、起移するを放さず。自今より後、客戸が起移するには、更に主人の憑由を取らざれ。毎に田收畢るの日を須ちて、去住を商量せよ。各々穩便を取り、即ち非時・衷私に起移するを得ざれ。如し是れ主人が非理に攔占せば、縣を経て論訴すること^⑪を許す。

と見えている。これによれば、實は天聖五年以前から佃戸の移轉自由は法律の明文によって保證されていたのであり、それが地主の妨害によって抑止されることが多かったため、この年に再び前條を申明したにすぎぬ。ただ耕作の途中で田地を抛棄して立去ることは禁止されており、これは契約に違反することになるから當然の禁令といえる。

宋の政府の佃戸問題に對する態度は、このように大本が定まっております、地主に對し、佃戸の去らんとする者は追うな、という態度に出ているのである。併しそれにも拘わらず、地主の中には、あらゆる手段を用いて佃戸を引きとめようと、佃戸もまた微力なためにその力に抗し得ないことがあった。周藤博士が引用された南宋の胡宏が劉琦に與えた書の中に、『中國土地制度史研究』一一七頁)

荊湘の間には、主戸が客戸を愛養することを知らざれども、客戸の力微にして赴訴する所なき者あり。往年、鄂の守、莊公綽、朝に言い、土田を買賣するとき、客戸を契書に載するを得ざらしめ、其の自ら便にするを聽さんと請い、朝廷、その説を頒行す。

とあるのがそれで、これは地主の中にはそういう者もいたと言うにすぎない。ところが周藤博士はこれを解して、

即ちこの令の出る前には荊湘即ち湖北湖南では土地を賣買するときには、賣主は客戸を契書に記載して買主に交付し、客戸は土地を離れることができなかった。従って北宋以後この地方では客戸が土地を自由に離れることは禁止されていたのである。

とあり、地主の恣意を恰も政府の政策のように受取って居られる點は理解できない。そしてこれ以下の記述も單なる胡宏の私書の中に述べた意見にすぎぬものを、恰も天下通行の事實であるかの如く説かれたのはいよいよ理解に苦しむ。

一方において上述のように佃戸の地位を擁護し、その移轉に關して地主が干渉を加えてはならぬことを政策として打出した政府であつたが、他方においては地主の權利を擁護する政策を採用せざるを得なかつた。これは確かに矛盾する政策であり、このような矛盾の由來する所は先に述べた宋政府の二元性であるが、但しその矛盾の中にも一筋の理窟は通してあることを認めなければならない。それは地主と佃戸とは共に自由な良民であるから、地主が佃戸の去就に干渉してはならないが、但し佃戸が佃戸である間は、地主の優越權を認めなければならない、というに歸着する。そしてこの政策は北宋初期から、恐らく度重なる地主・小作間の爭議に對して、政府が地主側に立つて新たに設定したものである。

この問題について日本において最初に言及したのは、恐らく私が昭和十一年一月號の『史林』に載せた「讀史劄記」中の「近世の奴婢・佃戸」なる小論文で、その中に『建炎以來繫年要錄』卷七十五、紹興四年四月丙午の條の起居舍人王居正の言を引用している。

臣伏して見るに、主が佃客を殴りて死に致すときは、嘉祐の法にありては、奏して勅裁に聽き、赦を取り情を原ぬ。

初めより減等の例なし。元豐の始に至り、一等を減じて隣州に配す。而して人を殺す者、復た死せず。紹興に及んで又た一等を減じ、止だ本城に配す。

とあり、宋政府が次第に地主の權利擁護に傾いて行くさまが、これで伺われる。

右の文中の元豐の赦は、實は元祐の赦ではないかという説があるが、これはあまり重要ではない。元豐の新法時代の政策が、元祐に入つて舊法黨の時代に一時廢止され、それが間もなく復活される例が屢々あるからである。『文獻通考』卷一六七、刑考六、元祐五年の條に

刑部言。佃客が主を犯すときは、凡に一等を加う。主之を犯すときは、杖以下は論する勿れ。徒以上は凡人に減ずること一等とす。

とあり、杖以下は論する勿れの條項は、南宋の紹興の法もまた同様である。

さてこの法律は抑も如何なる意義を有するものであろうか。先ず杖以下は論する勿れとは、言いかえれば杖に値する罪までの暴力を加えても不問に附せられるのである。この論する勿れ、という條文は多く、目上の者が目下の者に對して懲戒を行う權利を認めた時に用いられるのを常とする。『唐律疏議』卷二二、毆部曲死決罰の條に

諸の主、部曲を毆りて死に至らしめし者は徒一年。故殺する者は一等を加う。其の愆犯ありて決罰して死に致し、及び過失にて殺したる者は、各々論する勿れ。

とあり、唐代は主人が部曲に對して無制限の懲戒權を有していた。部曲の消滅によつてこの條項は死文となつたが、それが今度は部分的に復活されて佃戸の上に應用されることになつたのである。さて宋代において設けられた地主の佃戸に對する懲戒權の杖以下の行爲とは、抑もいかなる内容かと言うに、これを『宋刑統』（即ち唐律）の規定について見るに、

卷二一、鬪訟律に

（他人を毆りて）傷け、及び髮方寸以上を抜く者は杖八十。若し血、耳目より出で及び内損し吐血せしむる者は、各

々二等を加う（杖百）。

とあり、手による殴打によって耳目より血を出す時には杖百に處せられるので、宋代の地主はこの程度までの暴力を佃戸の上に加えることを認められたわけである。これは現今から考えると甚しい人權無視であるが、これを唐代の主人が部曲に對して無制限の懲戒を加え得るのに比すれば雲泥の差違と言わなければならない。

唐代においては既に部曲に對して主人が無制限の懲戒權を有するので、例えば部曲が主人を詈り、又は殴打したような罪に對する規定がない。それは主人が自由に制裁を加え得るからである。ただ部曲が舊主人に對して加えた不法行爲に對して嚴重な罰則がある。『唐律疏議』卷二三、闘訟律に

諸の部曲・奴婢の舊主を詈る者は徒二年。殴る者は流二千里。傷くる者は絞。殺す者は皆斬。

とあり、既に赤の他人となつていても、苟も管て主人として仕えた者には、詈っただけで徒二年、傷ければ死罪となる。この場合は現在の主人の支配權を飛びこえて、政府の法律が直接に部曲・奴婢の上に及ぶのである。このように規定されてこそ、始めてその社會を中世封建的な身分社會と言うことができる。

次に宋代の佃戸はもともと地主との間に平等の自由民という立場から出發している。だから新しい立法によつて、佃戸の地位が引下げられたといつても、平等の立場を前提としての引下げであるから、唐代における如く、初から身分社會であるのとは全々趣を異にする。先ず佃戸が地主を詈ったことに對する罰則はない。尤もこれに對して地主は佃戸を怪我させない程度に殴ることができる。佃戸が地主を詈り、地主が佃戸を殴る間は法律は干渉しない。併し佃戸が地主を殴ると、普通ならば笞四十のところを元豐の制では一等を加えて笞五十、紹興の制では二等を加えて杖六十となる。杖六十とは空手でなく他物を用いて殴つた際の刑である。地主と佃戸との間には主僕の分があると云われるが、言う所の主僕の分とはこの程度のものであり、我々が漫然と江戸時代を連想して、封建的な主従關係を思い浮べるならば、それとこれとはまるで様子が違うのである。一口に主僕の分と言っても、眞の封建社會において用いられた場合と、身分制が殆んど消滅

した社會とでは、その内容がすっかり違ってくるのである。

この佃戸の法律上の地位低下を最初に指摘したのは私であったが、私はこれについて實は果してこの法律があらゆる佃戸に及ぼされたか否かについて初から疑問を抱いていたのであった。というのは近世に入つて土地所有が零細化するにつれ、例えば地主から一畝の土地を借りたにすぎない佃戸も現われてくる。ただそれだけの理由で、佃戸が地主に對して法律上の地位が低下するとは、一寸考えられない非理非情な制度であるからである。何かそこに補足的な條件が必要ではないかと考えていた。

やがて氣付いたのは、『清明集』墳墓、盜葬の條に、

謝五乙兄弟は見に段氏之田を耕す。一主一佃にして名分曉然たり。

なる句のあることである。一佃の方は現に謝五乙兄弟とあるから、實は二人であり、従つて一佃の一にはあまり重要な意義がなく、重きをおくのは一主の方である。この一主の意味について、日本では、一田兩主制、即ち同一の土地に田面權と田底權の二重所有關係ある制度と關連づけ、一主一佃の場合はそうでない一田一主の場合とする解釋があるが、これはおかしい。一田に兩主があつても、そういう際に佃戸が直接契約を行い、田租を納めに行くのは只一人で、契約の當事者以外は佃戸の關係した人ではない。また南宋時代には一田兩主制は始まったばかりで、それほど兩主の權力は固定していなかったと考えられる。

むしろ問題は、近世の佃戸は一面において企業家的な性質を有する點にあり、實はそこから一田兩主制も發生したのである。土地の零細化に伴い土地所有權が犬牙錯綜してくるのが近世の狀態なので、佃戸は一人の地主にばかり頼ることができず、數人の地主から小面積の土地を借りて耕作することが次第に多くなつてきたのは當然である。このような時には地主の佃戸に對する法律上の優位は行われなかつたのではないか。抑も地主の優越が行われるのは一人の佃戸がその耕作地凡てを一人の地主に依存する場合に限られたのではないかと考えるが、それは決して不合理ではない。當時の地主は社

會念として、佃戸の保護者であるべきであり、微力な佃戸にあつては寧ろ一人の地主の庇護の下に、某の佃戸某たる地位に甘んじていたと思われる。そのような場合が一主一佃とよばれたのであらう、併し若しそうすると、某佃戸は果して一主一佃か、そうでなかったかと、法律適用の際に疑問が生ずる場合があるが、このような曖昧さは、現代の法律においても實際には免れない。『清明集』の本文は現に

一主一佃にして、名分曉然たり。

とあるが、裏を返せば、時には一主一佃というるか否かが不明で、名分曉然たらざる場合もあったことを物語っているのである。そして主佃間のいわゆる主僕の分なるものは實際にはその程度の意義しか持たなかったのである。唐代の部曲ならば、その頭上に主人を戴いて仕えていたが、近世の佃戸は地主と同じ地平上に立ち、ただ地主は踏み臺の上に位置していただけである。

すると次のような疑問が起るかも知れない。既に政府が主佃間の小作爭議に際して、地主の側に立つて佃戸を弾壓するならば、何故に凡人に加えること一等等とか二等等とかいう、微温的な政策をとらず、もっと兩者の法律上の地位を引離さなかったかということである。それは宋政府の方針が抑も一視同仁の原則から出發している以上、佃戸を完全に地主に隸屬せしめるわけに行かなかったこと、及び法律上の差別政策の實効には限界があるのを悟ったこと、などから來ていると思われる。前者は後述に譲り、いまは後者について説明を加えるならば、政府が地主の佃戸に對する懲戒權を認めたことが、反つて主佃間の鬭争を激發する原因になる場合もあるのに氣付いたからであらう。『文獻通考』卷一七三、赦宥に洪邁の『容齋三筆』卷十六、多赦長惡條の一話を引用し、

婺州の富人盧助教なるもの、刻核を以て家を起す。因^{たま}たま田僕^{たふ}の居に至り、僕父子四人の執うる所となり、投じて杵臼内に眞き、其の軀を搗碎して肉泥と爲さる。既に鞠治して獄を成す。而して己酉の赦恩に遇い免るるを獲たり。復た盧氏の門に登り、之を笑侮して、助教何ぞ莊に下りて穀を收めざるや、と曰うに至る。

とあり、この富人は刻核、すなわち非情刻薄な手段で富を成し、助教なる官名を買取った者であろう。これを殺した佃僕の様子も殘忍であるが、そこへ行くまでには恐らく盧助教が罪にならない範圍を守つて懲戒權を存分に發揮したのではない。赦に遇うといっても、そのような理由があつてこそ、政府でもこれを再犯の虞れなしとして釋放したのであらう。懲戒權は地主がこれを悪用すると反つて事端を造成するので、政府としても、これ以上に地主の法律上の地位を引き上げるわけに行かなかつた。若し引上げてても効果が望まなかつたに違ひないので、そこに中國社會の全體的な發達を認めざるを得ぬのである。

七 身分制社會の消滅へ

宋代の政治はその前代に比べて、幾つかの優れた特長をもつていた。從來の身分制を打破して獨裁君主の下に、萬民は互いに平等であるべきだという原則を樹立したのは、その一に數えてよい。從來の學者はともすれば、そのような原則を輕視し、中國には全く無原則で野放圖の權力政治が行われたように考える傾向があつたが、これこそ歐米流の偏見を鵜呑みにしたアジア蔑視史觀に外ならない。中國歴代の政治が、人道的な觀點から考へて優れた原則を立て、なるべくこの原則に外れない範圍においてその政策を實施しようとした努力は適當に評價されなければならない。もちろん現實は理想が直ちに實現されるほど安易ではなく、従つて政治には妥協もあり、變質もあり、修正もあり、墮落もあるが、しかもその底には大きな進歩の潮流があることを見逃してはならない。毛澤東に至つて急に凡てが解決されたように考えるなら、それまでの歴史は全く無價值なものになつて了いはせぬか。『續資治通鑑長編』卷五四、眞宗咸平六年四月の條に

上^ま以えらく、今の僮使なるものは、本と良民を傭雇せるなり。

とあり、ここに言う僮使とは、いわゆる奴婢に外ならない。現今世上で奴婢といわれる者は本來良民であつて、ただ臨時に他人から金錢を以て雇傭されている者にすぎない。もっとはつきり言えば、前代の奴婢とか部曲とかいふ、良民から區

別されている賤民は、最早や存在しないのだ、ということになる。これこそ東洋史上において、これまで見られなかった比類なき貴重な人權宣言ではないか。

但し實際においては人身賣買が行われていた。併しこれとて、人間は奴婢として賣買できるものだという前提に立つのと、人間を賣買するのは非人道だから法律としては認めないという立場に立つのとは、やはり大きな相違がある。中國では賣買という言葉、所有權移轉という程の深い意味を含まず、單に傭うという意味に最近まで用いていた。買舟と言つても舟を取得するとは限らず、船頭をつけて傭うことである。買車というのは乗車券を買う意味に用いる。同様に近世では奴婢を買う、妾を買うとあつても、それは年期奉公の契約のことを指すのである。『清明集』の終の方に

時官が生口を販するは法を礙ぐ

なる見出しがあり、その本文の中に、見任官が生口を買販する云云の句が見える。この生口とは女使のことであり、もと部民の女であつて、それを雇買したとある。ところがこの條及び以下の條を總括した見出しには雇買とある。結局普通に買販といわれているものは、法律上には雇買、すなわち年期奉公にすぎなかった。しかも見任官が部民の女を雇買するのは違法だとして處罰を受けているのである。

次の條の小見出しは、身子を賣過せる錢とあるが、本文を見ると雇與となる。すると賣過といつても實は年期契約であつたのである。尤も法律と形式と、實際の境遇との何れに重きをおくかについては意見が分れよう。この際には日本を含めて現今世界の文明國においても、依然として實質的な人身賣買が行われていることを忘れてはなるまい。近日の新聞紙上でさえ、賣りとばす、という文字を見かけるのはそう珍しくはない。併しそれは古代の奴隸制と同じくはない。

いわゆる奴婢が本來は良民であつた以上、佃戸は猶更良民の筈である。黄震の『慈溪黄氏日抄分類』卷六十九に見える、申提刑司乞免一路巡尉理索狀——庚申七月の文中に、小民（佃戸）が頑賴風を成し、上戸（地主）の私租を滯納すると、縣尉が地主に代つて佃戸を捕縛して、地代を督促する弊害を述べ

租戸は自ら良民に係る。今動もすれば捕盜者を以て、其の民を捕う。

と言っている。頑頼であるとはいえ、租戸即ち佃戸は、本來自由な良民であるというのである。これは南宋末、景定庚申元年（一二六〇年）の記事であるが、それから二十餘年の後、元の至元十九年（一二八二年）の文書が『元典章』巻五七、禁典僱の條中に見え、楊少中なる者の言として

所謂ゆる地客は即ち良民に係る。

と言っているのも、地客すなわち佃戸は良民に外ならぬという意味で、上の黄震の言う所と異なる所がない。

佃戸が法律上、地主に對して劣位に立ったと言つても、それは單に對地主關係に止まり、他の第三者に對しては對等の地位を失わない。この點は唐代の部曲が主人以外の一般良民に對しても劣位に立たされたのとは異なる。しかも宋代紹興の制における地主と佃戸との二等の差とは、實は唐代における一般良民と、赤の他人の部曲との間の差等に外ならぬのである。宋代の佃戸は一種の身分には違ひないが、その身分はこれを唐代の身分制社會における身分に比べる時は殆んど言うに足らぬものであり、しかもその身分等差も臨時的なもの、即ち地主から田地を借りている間だけのものである。若し田地を返し、佃戸でなくなつてしまえば、良民すなわち自由民本來の姿に戻るのである。

宋政府がこのように、萬民平等の原則に立ちながらこれと矛盾する如き、佃戸の地位低下の立法を敢てしたのは、理論を離れた現實的な必要に駆られた點もあった。政府の財政の大本である兩税は地主によつて納められる。その地主の財政は佃戸の納める地代によつて支持される。そこで地主の後盾となり、地主をして完全に佃戸を把握せしめなければ、地主の下に地代が集まらず、地主の手に地代が集まらなければ、政府がそこから兩税を徵集することが出来なくなるのである。そこで若し佃戸が地主に對し地代を滞納すると、政府が直接に介入し、縣尉が佃戸を拘引するようになつた。

原來、地主と佃戸との契約は私法の範圍であり、その私法的な經濟關係に縣尉が實力行使に出るのは明らかに行き過ぎであるが、併しそれも政府の存立にまで關係してくるとすれば已むを得ぬと考えられたのであろう。『慈溪黃氏日抄分類』卷

七十、申提刑司乞免一路巡尉理索狀なる文中において、著者黃震は縣尉の介入の行き過ぎを非難しつつも

上戸は既に朝廷の官賦を缺くべからざれば、小民（佃戸）は亦た豈に上戸の私租を缺く可けんや。

と言っている。もちろん地主が政府の權力に頼って地代を取立てるなどは、策の得たるものでなく、常に佃戸を優恤し、衷心から進んで作料を納めるよう教育すべきであるが、但し徳を以て化すべからざる頑佃に對しては、地主の地位優越性を認めて、地主の力によって作料を徴集し、政府の力を煩わさぬようにしておくことが望ましかったのである。だから一度び地主の許を去って佃戸でなくなれば、政府はこれを原の自由民に返すのである。唐政府が部曲に對し、舊主人にも恭順なることを求めて、身分制社會を維持しようとしたのに對し、宋政府はそのような原理には何等興味を持たなかったと見える。

唐代では奴婢はもちろん、部曲も自らその身分を脱却することはできなかった。それは主人の好意による解放手續きを待たねばならなかったのである。これに反し宋代の佃戸は自己の自由意志によって、借地を地主に返し、佃戸の地位から脱離することができた。これを辭離、退佃、起移などと稱した。『宋會要輯稿』職官四八に徽宗の政和二年の詔をのせ

佃戸は多くは是れ貧民なり（中略）。愈々困窮を見ば、辭離せずんば即ち逃走せん。

とあるが、この辭離は話し合いの上で圓滿に契約を解除することであり、當時はこれが最も普通の方法であった。あまりに普遍的で分りきったことである爲に、反ってこの辭離という言葉はあまり多く記録に現われない。この辭離が、何等かの理由によって、できなかった爲に逃走・逃亡・移移が起るのである。それは地代が満足に納められなかったか、外に借財があったかなどによって、地主側が租契を返さぬうちに、ひそかに移轉する場合が多かったと思われる。或いは地代を完納しても、地主が何かと難癖をつけて引留めようとし、佃戸側は既に義務を完了したとして移轉した際でも、地主側ではこれを逃移と解したような場合もあったであらう。逃移は常態でないが爲に問題とされ、問題とされたが爲に記録に残る場合が多かったが、このことからして、宋代の佃戸は「逃移の自由を持たなかった」などと稱するのは、完全な誤解で

ある。正當な手續きを踏まずに逃移した者が連れ歸られるということは、手續きをすませた上での移轉まで認められなかったことにはならないのである。

佃戸が租佃契約において完全な自由をもち、契約解消の提議権を有したことは、これが屢々小作料減額の運動として利用されたことによっても知ることができる。『清明集』墓木、爭墓木致死の條に、佃戸が地代を値切りそこねたことを記し

佃人洪再十二が退佃を行わんと欲せしは、幹甲と通同し、田主を邀えて苗租を退減せんことを欲せしに過ぎざるのみ。

とあり、この場合には地主は反つて、これ幸いと小作地を取上げてしまったのであった。これと甚だ相似た記事が、北宋の李元弼の「作邑自箴」卷六、勸諭民庶箴の中に、知縣が佃戸を戒める言葉として載せられ、佃戸は地主の照顧によりて生活するものであるから、事を作すこと誠信にして須らく尊卑を曉るべし、と言つた後

莫與主家爭氣。邀勒主人。待要移起。被人窺見所爲。

とあり、この條は屢々諸家によつて引用されながら、その解釋は何れも十分でない。この文の意味は

佃戸は主家と爭氣（口論）したり、主人に邀勒（要求を出）して、移起を待要（ふりして見せ）し、人のためにその所爲を窺見（見破）られ（地位を奪われるようなことをし）てはならぬ。

という意味に解すべきである。地代を負けなければ移起するぞと、地主におどしをかけたつもりでいると、第三者が早くも嗅ぎつけて、先廻りし、地主に取り入って、その小作權を横取りするから注意せよ、と教訓したのである。要するに佃戸は土地を借り、地主と契約するに選擇の自由があり、借地契約を解消するにも自由を拘束されない。ただ經濟的に微弱だという條件に左右されて、不満な條件をも我慢せねばならぬので、これは資本主義社會の勞働者が、自由に職場を變えることがむづかしいようなものである。その現今の勞働者の待遇が決して十分でないことは、衆目の見る所であるが、併

し待遇の劣悪なことから奴隸、半奴隸とするには當らぬであろう。以上の事實が判明すれば、宋代の佃戸が農奴であったか、土地に緊繫せられて移轉の自由を持たなかったか否かの問題は、問わずして自ら明かであろう。

ここで觸れなければならぬ問題は、隨田佃客のことである。ところが實は私にはこれがどんなものか、よく理解できないのである。記録を讀んでも、そのイメージが浮んでこない。『元典章』卷五七等の記録によれば、至元十九年の頃、山南湖北道の地方では地主が土地を賣る時に佃客を契面に記載して賣り、佃戸は身の自由を失って、新しい主人の下で役使されるというのである。ところがこのやり方は記録をよく讀むと、決して制度的に認められたものでなく、いわば闇行爲として行われたことなのである。すなわち峽州路判官史擇善の呈の中に

本路管下の民戸は輒ち敢て……す。

間々公法を畏るる者は……

公に立契を行うの外、另に文約を私立す……

などの文句が見え、それは公法の裏にもぐり、表面的には正當の契約文を取交しながら、別に闇の契約を行い、敢て大膽な不法行爲に出たものである。故にこれは制度として天下に通行したものとして一般化することはできない現象である。

それにしてもこのような事が實際に行われる爲には何かの條件が必要である。それは土地が廣い割に人口が少く、勞力の獲難い地方であること、言いかえればずっと後進地域に起り得ることである。次に後進地域であるが故に傳統によつて支配され易く、豪族等の既得權が誇大に評價され、民衆もそれに盲従しがちである。世の中が新しくなり、新しい法律が出來ても、人民はそれを十分に享受することを知らぬのである。事實この地方は、宋初に豪族の旁戸が爭奪され、その轉移が問題とされた地方に外ならぬのである。問題が既にこのような後進性に基づくものであれば、開明が進むに従つて自然に解決さるべき性質のものである。また先進地の人口の壓力が後進地に波及すると共に、勞働力不足の悩みも消滅し、地主による佃戸の爭奪が一轉して、佃戸による地主の土地爭奪に移行するであろうことも大勢の示す所である。因みに周

藤博士が、右の元典章の文を引きながら、隨田佃客の契約が公認されたと解釋されたのは誤解である。土地を賣る契約を公に立てて、その裏において、隨田佃客を賣る私約を立てたのである。私の理解するところでは、これは租契の裏契約として雇傭契約を結んで、人身を束縛したものであるらしい。若し隨田佃客が公認されたのならば、それ以外に私約などを立てる必要はないのである。

周藤博士がこの山南湖北道の隨田佃客を一般化し、江浙地方の學校が立てた學田の碑に佃戸の名を刻したことを類似的現象と理解されたのは一層比較を誤っている。學田の如きものはその責任者が屢々變るので、その下の胥吏と佃戸とが、或いは地代を誤麻化し、更には田地まで横領することを企むこと絶え間がない。そこで時々簿籍と田地とを照し合せて検査し、帳簿だと紛失し易いので碑石を立てたまでである。『江蘇金石志稿』卷十五、無錫縣重修縣學記に

中間に吏、其の籍を去り、並縁して姦を爲し、乾沒するもの十に五六なり。

とあり、『兩浙金石誌』卷十二、紹興府建小學田記（景定三年＝一二六二年）には

大帥の厚齊季先生（鏞）、山陰の縣吏俞汝賢を撥して籍の産を検し、以て小學を贖さんとするに、姦胥は頑佃の與に道地を爲し、紛々として詞（訟）あり。

という風に、佃戸が學校の胥吏と通謀して侵占を企てた。元の代になってからのことであるが、同書卷十六、慶元路儒學塗田記に

籍には固より田あるも、惟だ利に之れ趨り（佃戸の移動多くして）、佃の誰某なるやを語る莫し（中略）。謹んで田畝歩角と、佃民の數とを列して、備さに諸を石に刻す。

とあり、これは元統三年乙亥、一三三五年の碑刻であるが、恐らく宋代も同様な状態であつたであらう。従つて石碑の上に佃戸の名を記すのは學校の田土を保全し、收入を確保する爲であつて、佃戸の上に支配を及ぼす爲ではない。寧ろ佃戸から土地を侵占される危険が多かつたのである。かかる觀點に立つと、周藤博士が引用された孫觀の『慶居鴻士集』尺牘

卷九、與臨安王宰の文、

新宜與宰陳德振。其兄坐累。拘籍田產。後得旨給還。獨有屬無錫者。猶未盡得。一劄馳扣。望特達之。賜追幹人佃戶等。盡數給還幸甚。此物自降指揮後。不屬官。又未歸陳氏。而爲小人乾沒。殊可惜也。

とあるのを以て、「田地の幹人・佃客が田地に隨つて主を換えながら移つていった」とし、また「陳德振の幹人・田客がそのまま田地と共に官に籍沒されたが、それが陳德振に還されず、他のものに奪われていた」と解されたのは明らかに誤解である。幹人佃客は即ち後にいう小人のことではなければならぬ。若し私の理解する所に従つて右の文を譯せば次のようになる。

新宜與の宰の陳德振なるもの、其の兄が坐累して田産を拘籍さる。後に旨を得て給還せられしが、獨り南錫に屬する者、猶お未だ盡くは得ざるあり。一劄もて馳控す。望むらくは之を特達せられ、幹人佃客等より追（取り上げ）て、數を盡して給還するを賜わらば、幸い甚し。此物は指揮を降してより後、官に屬せず、又未だ陳氏に歸せず、而して小人（幹人佃客）の爲に乾沒（横領）されしは、殊に惜しむ可きなり。

實は何でもないことで、政府から沒收地を陳氏に還すとき、佃戶等は恐らく姦胥と通謀して、政府の手から離れたまま居据わつて、あわよくば横領を計り、陳氏の許へ改めて租契を入れに來ないので、いっそ其の田を取上げて還してくれるよう、特にこの願いを聞き届けて欲しいと頼んだのである。先進地域においては土地そのものが何よりも大切で、土地を確保して然る後に佃戶の選擇が重要になってくるのである。もちろん善良な佃戶は獲難いが、それは地主の方でもこれを優遇してこそ善良で居られるので、權力で支配しようとするれば失敗することは何よりも當事者が知っていた筈である。

いわゆる主僕の方は、從來は佃戶の地位の劣惡な點が強調され過ぎる傾向があつたが、いわゆる僕とは前述の如く身體の自由を失つたスレーブのようなものでなく、反つて他方には主の方の義務も強調されたことを忘れてはなるまい。佃戶制が宋代に流行し出してから、元・明・清と殆んど一千年に近い年月に亘つて、あまり變ることなくそれが繼續して來た

ことは、それだけの理由がなければならない。近頃の史観では動もすれば支配階級の狡猾さや、欺慢性で片付けようとするが、それだけでは説明にならない。時には動亂や革命運動が起りながら、一方には中國社會は驚くべき安定性を示している。私はこの點については宋明の新儒學の精神的な影響が一役買っていると見たいのであるが、今は深入りを避ける。

同時に中國社會は、一部學者の考えるほど凝固したものでなく、貧富の階級は判然と分れて居りながら、その間に人的交流が行われ、たえず構成員が入替っていたこと、いわゆるモビリティが相當廣汎に行われていたのではないかと考えられる。六朝乃至唐の中世の貴族社會においては、貴族の生命は頗る長く、王朝の興亡に關係なくその社會的地位を維持していた。然るに宋代以後は王朝の命脈が甚だ長いのに反比例して、貴族・官僚・富豪の家はあまり永續しないで、勢力の交替が頻繁に行われる。最下層から立身して、最上層に昇ることも不可能ではなかった。これが官僚階級に新要素を注入して、その固定化を防ぎ政策を柔軟化するに役立ったことが指摘される。

佃戸は下層階級に違いないが、何時までも下層に沈淪しているとは限らない。『清明集』墳墓の項に、主佃爭墓地なる一文があつて、その中に

甚しいかな、世降り俗薄く、名分倒置し、禮義凌遲し、徒らに區々の貧富を以て強弱を爲すなり。卓清夫の先世は儒者にして、佃人が葬を求むれば、地を割て之に與えたり。仁人君子の用心なり。再傳して後、子孫衰弱し、主と佃と勢を易えたり。

とあつて、孫の代になると元の地主の家は貧乏になつて衰え、主佃易勢、すなわち元の佃戸の家が富んで強くなり、勢に乗じて地主の地を侵占しようとしたという。恐らくこんなことはそう珍しいことではなかったのであらう。

この際には舊地主が元の佃戸を訴えたのであるが、同時に元の佃戸の方でも舊地主の代理人を訴えている。最早や兩者の間にはいわゆる主僕の分が無くなつてゐるのであるが、恐らく裁判官の心證を害しないため、殊更に當主を訴えることを避けたのであらう。それでも舊佃戸の方は、裁判官から小人忘恩犯分ときめつけられている。若し佃戸が地主を訴える

ことが出来なくても、このように代理人を告訴するという方法があった。更に手のこんだ例は、『清明集』争業類、使州送宜黃縣張椿與趙永互爭田産の條では、趙永の佃戸張椿は趙永を訴えるために、彼は本來の地主趙宏の子ではないと主張したとある。時の裁判官は張椿の訴を不實として斥けたが、この際には主僕に分を出していない。佃戸が果して法制上、地主を訴えることが出来なかったかには疑いがある。『清明集』争業類陳五訴鄧楫白奪南原田不還錢の條では、鄧楫の地客陳五が鄧楫を告訴しているのであるが、裁判官は陳五が主僕に分あるに拘らず、惡事を働こうとしている點を責めているが、訴訟が無効であるとも言わず、訴訟した事自體が罪だとも言っていない。思うに宋儒の大義名分論と官僚の階級的立場とが結合して、主僕の分なる原理が成立したので、何とはなく佃戸が地主の名を出して訴えることを避ける習慣が成立したのではあるまいか。

宋以後の社會は言わば個人の實力が物を言う時代となり、中世の門閥を尊ぶ社會から、科擧の個人の才能を尊ぶ社會になったとは、よく言われることであるが、富の動きも同様に流動が劇しくなってきた。宋代以後頻りに用いられるようになった形勢戸の形勢とは、成り金という響きをもった言葉であつて、門閥を誇る世家に對するものである。有爲轉變の甚しいのが近世社會の特長で、それは決して封建という名で現わされるような固定したものではなかった。宋の洪邁の『對兩編』に

士の世に處するや、富貴利祿を視ること、當に優伶の參軍と爲るが如くなるべし、其の几に踞して正坐し、噫鳴訶筆するに方りてや、群優拱して命を聽く。戲罷めば、則ち亦た已めり矣。

とあり、一身の浮沈も盛衰定めなき世だといふのである。こうして中世的な身分制社會はその根強い傳統にも拘らず、少し宛消滅して行く。史家も亦た右の士人の立場に立つて宋以後の社會を觀察しなければならぬであらう。

もちろん長期にわたつて中國を支配した身分制度は一朝にして清算しきれるものではない。私は主として從來の私賤民に對する身分解放が宋代に行われたことを述べたのであるが、一方においては依然として官奴婢が存在し、それは叛亂に

縁坐した家屬に適用された。また他方においては賤業による區別の觀念が次第に擡頭してきた。これが明代に至って雇工の律というはつきりした形となり、また特殊な世襲の賤民階級が設定されるに至る。その萌芽は宋代にあるが、但しその意義はその社會の性質を決定するほど重大なものでなく、且つ佃戸はこれに預っていないことを附記するに止めよう。

思うに日本における中國土地制度史の研究は、加藤繁博士が均田法の効果を過大視し、これが大土地所有の發展を喰いとめてきたとし、宋代に入ってから大土地の莊園が流行したように考える見方を取られたため、最初からその方向が狂っていたのではないかと思われる。大土地所有は必然的に農奴制を誘發し易いので、右の論の上にたつと、宋代以後が農奴制の時代となり易いので、實際において博士の影響は現在まで續いてきていると見られる。これに對して私は均田制の時代こそ、西洋のマナーに似た莊園制の行われた時代であつて、中國にも農奴制があるならばこの時期に求めらるべく、宋代以後の莊園は西洋のマナーとは全く異つたものであり、従つてそこに働く佃戸は農奴ではあり得ないことを唱えてきた。

私がこの問題について最初に發表した論文は一九三六年、『史林』第二十一卷第一號所載「讀史劄記」中の一節、「近世の奴婢・佃戸」であり、其の後も度々自己の考えを著書や雜誌で述べる所があつた。私の考えは其後、加藤博士の所説の系統を引く仁井田陞博士、周藤吉之博士の批判や反駁を受けたが、私は別にその都度に應酬することをしなかつた。それは私は私の論文で言いたいことは大體言つてあるから、讀む人が讀んでくれれば分ることであり、私に對する反對論は、或いは私の所論を誤解したり、或いは原史料を誤讀している點が多いので、これも讀む人が讀んでくれれば分ることだから、何も急いで答える必要はないと信じていたからである。果して時間が立つにつれ、私の眞意をよく理解された再批判や新研究が發表されるようになってきた。

仁井田博士は私が使用した言葉、隸農とか、契約とか、不法行爲とかの用法は間違っていると咎められた。法律學を知らぬ私は、何とも腑に落ちぬまま、法律とは何という分らないものだろうと疑いながら、相手は法學の専門家であるた

め、返す言葉を知らずにいたところ、其後、全く第三者の東京大學法學部の滋賀秀三教授が、『國家學會雜誌』第八十卷第一・二號に、『仁井田陞博士の「中國法制史研究」を讀みて』を發表され、反つて私の用いた言葉の方が法學の常識になつていて、間然するところがなく、むしろ仁井田博士の方が無理な論難をしていられるのであることを、「一種の憤りにも似た氣持」をもって、教示された。これで私は内心大いに安堵したわけであるが、してみるとこれまで長い間、此方の無知に乗じて法學博士という名の權威によつて翻弄されてきたような氣がしてならない。

次に現熊本大學の草野靖教授は最近連續して好論文をものされたが、中でも一九六九年『史艸』第十號の「宋代民田の佃作形態」では全面的に佃戸＝農奴説を退けて、略々私の見解に同意され、更に同年の『史學雜誌』第七十八編第十一號「宋代の頑佃抗租と佃戸の法身分」では、佃戸の法的地位の低下が、時の政府の地主擁護策から出たとする私の所説を支持され、周藤博士が仁井田博士と共に、いわゆる主僕之分とか、隨田佃客とかを誇大に評價することを批判された。こう見てくると別に私が改めて筆を採らないでも、趨勢は行くべき方向に進んでいるようであるが、ただ私も最初の問題の提起者として、若干の責任を感じないわけには行かない。私が答辯を怠っていたのは言うことが何もなかったわけではなく、身邊多忙なのが主な原因であつた。^⑩ たまたま今夏、ドイツのミュンヘンの近くで開催される宋・明會議に出席することになった機會に私の考えを纏め直す必要ができたので、年來の宿題を久しぶりに果すことができたわけである。

註

⑩ 堀敏一「西域文書より見た唐代の租佃制——とくに均田制およびその崩壊過程と關連して——」(明治大學人文科學研究所紀要

第五冊、昭和四一年)の第六章は「佃人制から佃戸制へ」と題

し、佃人と佃戸の言葉に時代の變遷を寓する意向と思われるが、これはおかしい。元代の租契の雛型には、土地借受人を佃人某と署名している。

⑪ 唐代の租契は、前條⑩の堀氏の論文に、敦煌及び吐魯番文書中より、紀元六四三—七四六年間の六通が紹介されてある。これも礪波護君より借覽を獲た。

⑫ 分田なる文字は漢書食貨志の王莽の令中に見え、その師古注に、分田とは貧者に田無くして富人の田を取りて耕種し、其の收むる所を共に分つ也、と説明している。故に分田の客とは佃客のこと外ならない。

⑬

私は嘗て大谷家の主として吐魯番文書を研究した諸家の論文集『西域文化研究——敦煌吐魯番社會經濟資料』を批評した小論「トルファン發見田土文書の性質について」（史林第四三卷第三號、昭和三五年）を發表し、この文書は均田文書ではなくして、

屯田文書であろうとの推測を述べた。すると忽ち反響があつて、吐魯番には當時屯田が置かれていなかったという新説（？）まで飛び出した。論評はとくに慎重でありたいものである。

〔餘白録〕 ヨーロッパにおける宋代Ⅱ近世説

いわゆる内藤史學の宋代Ⅱ近世説は日本において次第に賛成者が増加して行く趨勢にあると思われるが、ヨーロッパにおいても同じ傾向が見られる。最も早くこの説を唱えたのはパリ大學の故ベラジ教授であり、一九六八年に發行された遺著「皇帝下の官僚制度——舊シナの社會經濟的研究」の表紙裏に編者の紹介文をのせ

「ベラジが中世と呼んだ六朝時代、及び近世の初頭と呼んだ宋代における中國の經濟機構に關する本格的な研究は、ヨーロッパでは初めて彼によつて着手された。それは彼のベルリン大學に提出した博士論文が唐代經濟史であつたことの必然の結果として生じたものである。

と要約されている。ベラジの同僚ジェルネ教授は本一九七一年十一月中、日本に滞在されたがその際における講演「十七・八世紀における中國とヨーロッパとの關係について」の中においては

宋代を中國における大ルネサンスとするならば、明末特に萬曆時代も亦、中國史上最も特異な時代の一として、第二のルネサンスと呼ぶに相應らしい。

という指摘があつた。兩教授に續く新進のホルツマン博士も殆んど全く同意見と見受けられる。

ドイツではボフムにおけるルール大學の中國史學科教授グリム博士が同意見であつて、他の同僚教授に極力説得中と私に語られたことがあつた。

ロシアにおいてはコンラド博士に「東方のルネサンス」の著書があり、正しくそれを宋代の文化に當てている。これは既に日本語譯が現われ、貝塚茂樹博士が大坂朝日紙上に紹介されたことがある（一九六九年、理論社版『西洋と東洋』上巻）。

本年八・九月の交、西獨ミュンヘン郊外フェルダーフィングで開催された宋史Ⅱ會議に出席した私は、「宋代の小作形態」なる報告を行い、本號に載せた私の論文と同じ要旨を述べたが、討論擔當者の全漢昇新亞學院教授をはじめ、參會の諸先生に素直に受け入れられたという印象を受けた（宮崎市定）。